## 神奈川新聞 2010 年 4 月 14 日

首相不起訴 当否で検審

今月中にも議決

帰山由紀夫首相の元公設 第1秘書勝場啓二被告(59) 第1秘書勝場啓二被告(59) が在宅起訴された資金管理 が在宅起訴された資金管理 が存宅を審査している 検察審査会に対し、東京地 検察審査会に対し、東京地 がしたことが13日、関係者 への取材で分かった。

が沢一郎民主党幹事長の 証拠の内容について説明し でとみられる。

5月に入れ替わることなど た 査会メンバーの半数以上が を 査会で検察官が意見陳述し を を協記入事件でも、別の審 は がであることなど は を協記入事件でも、別の審 は

から、いずれも今月中にも一 政治資金規正法違反容疑が で首相らを告発していた市は で首相らを告発していた市は で首相らを告発していた市は ですれる可能性がある。 し立てていた。

首相は「資金のやりくりはすべて(勝場被告に)任はすべて(勝場被告に)任時期は首相を事情聴取せず、上申書の提出を経て嫌が、上申書の提出を経て嫌が、上申書の提出を経て嫌が、上申書の提出を経て嫌が、上申書の提出を経て嫌が、とした。

| 下も、再度審査。8人以上でも、再度審査。8人以上が「起訴すべき」と議決すれば、裁判所指定の弁護士が強制起訴の手続きに入ると審査会法で規定されている。

1回目の審査で過半数が「不起訴不当」と議決すれば、強制起訴には至らない。 が、憲法の規定で首相の刑が、憲法の規定で首相の刑が、憲法の規定で首相の刑が、憲法の規定で首相の刑事処が、憲法の規定で首相の刑事が、憲法の規定で首相の形式を判断することである。